

# 令和7年度事業計画

一般社団法人全日本槍道連盟

一般社団法人全日本槍道連盟（以下、「全槍連」という。）は、わが国の伝統と文化に培われた槍道の普及・発展を図るとともに、心身の練磨による人づくりとわが国社会の健全な発展に貢献することを目指す。このために、日本の槍道界を統括し、代表する団体として、以下の基本方針ならびに重点方策に基づき、令和7年度の事業を展開する。

## 第1．基本方針

「槍道の理念」に基づき、社会から高く評価される活力ある槍道界のさらなる発展の実現を目指し、国内外各層への槍道普及を図る。

## 第2．重点方策

1. 伝統文化としての槍道の正しい普及と発展を図る。
2. 中学校武道必須化に伴う諸施策を立案し、その推進を支援する。
3. 強化・指導・教育を通じて、資質の高い槍道人を育成する。
4. 称号・段級位制度の適正な運用を図る。
5. 試合規則とその細則ならびに運営要領を厳正に運用し、槍道の質を高めるために、指導法と連携し、審判の試合の充実と活性化を図る。
6. 国際槍道連盟の活動を支援し海外を含めた槍道諸団体の健全な育成・強化を図る。
7. 資産の効率的な運用と業務処理の効率化による経費削減に努め、財政強化を図る。
8. 一般社会への槍道への理解を深めるため、広報ならびに文化関係事業に注力する。

### 第3. 重点事項

本年度は、伝統文化としての槍道の正しい普及とさらなる槍道の質の向上を図るため、指導・教育体制を強化し、以下の重点事項を実施する。このほか、主催・共催各大会をはじめ、審査会、講習会、社会体育指導員養成講習会等の充実を図るとともに、諸団体の行う重要な大会及び講習会を後援し、その充実に協力する。  
なお、主な大会、審査会、各種講習会等は、令和7年度行事日程表（添付）のとおり。

#### 1. 普及

- (1) 高段者及び指導的立場にある者に体罰・パワハラ等を惹起させないための予防・抑制策を研究・検討する。
- (2) 日本槍道の本意である「槍の理法」の修学・実践を促し、伝統文化としての槍道の正しい普及・発展と質的向上に資する活動を展開する。
- (3) 槍道人口調査などで導き出され得る現実を直視し、幼少年の槍道環境整備により、初段合格者は12歳人口比2%を維持・上積みを目指すと共に、女子及び高壮年の槍道人口増を図る。（指導育成委員会・女子委員会と協働）
- (4) 槍道の安全性や全槍連の各種感染症等への取組を広く一般社会にも訴え、幼少年・女子・高壮年層の槍道人口増を図ると共に、生涯槍道への導きを示す。
- (5) 全槍連の「指導の軸足を地方に移していく」との基本方針を踏まえつつ各委員会との情報共有化及び協業、特に指導育成委員会及び女子委員会並びに地域代表団体等との連携を軸にした普及活動を推進する。また、後援講習会再開を目指した環境整備を行う。

#### 2. 学校教育関連

槍道人口の減少への対策として槍道の教育的価値を教育機関・関係者に広く理解を求め普及を図りつつ、小・中・高・大学における課題と具体的改善策について検討・実施する。

- (1) スポーツ庁委託事業「令和の日本型学校体育構築支援事業」を推進・活用し、授業協力者の指導充実・資質向上と支援体制の構築を図る。その手立てとして各都道府県のコーディネーターと講習会講師に対する中央オリエンテーションを開催する。
- (2) 日本武道館及び全日本学校槍道連盟との共催で「全国槍道指導者研修会」の実施に当たり、槍道を特技としない中学校教員や若手教員の参加を促し、中学校教員の指導力向上を図る。

- (3) 日本武道協議会設立 45 周年記念事業『少年少女武道指導書 (DVD 付)』槍道版の作成に向けて作業を進める。指導書には QR コードを活用し、利用者が必要とする指導内容の映像を即時に確認できるようにする等、利便性を高める工夫をする。
- (4) スポーツ庁「中学校部活動の地域移行」の進捗状況を踏まえ、各地域槍道連盟が中学校部活動への指導に関与する仕組みの構築等を検討する。その前段として関係組織に対する聞き取り調査を実施し、実態を把握することで本事業に対する課題整理を行う。
- (5) 中学校及び高等学校や大学における部活動の実態をより正確に把握するため、上記 (4) で実施予定の聞き取り調査時に本項目関連の調査を実施する。

### 3. 女子

槍道人口減少への対策を一層講じると共に、さらなる女子槍道の普及と質の向上を図る。

- (1) 幼少年女子ブロック講習会を発展的に継続させると共に、企画・内容等について一層の充実を検討する。また、女性指導者としての能力の養成を図る。
- (2) 女子審判員において、より高度な技能の養成を図る。
- (3) 女子槍道の活性化を図るため、既存の大会の内容や環境づくりを充実させていくと共に、新たな大会等を検討する。
- (4) 女性槍道の普及を一層図るため、女性の初心者や初段取得者を対象とした講習会の開催を検討する。
- (5) 女子槍道の益々の発展を目指し、槍窓やホームページの工夫、大会及び講習会におけるアンケート調査を引き続き実施していくことで、現場の声に根差した改善策や広報活動を図る。
- (6) 「全国女子代表者によるリモート連絡会議」はよりよい情報交換及び情報共有の場となるように開催方法・運営方法を一層工夫し、各都道府県槍道連盟や女子代表者との連携等の充実と活性化を図る。

### 4. 指導者育成

槍道を正しく普及するための以下の活動方針に沿って指導実施上の問題点を明らかにし、共通理解を前提とした指導のあり方を研究する。

- (1) 「槍道の理念」、「槍道修練の心構え」、「槍道指導の心構え」を基盤にし指導を図る。
- (2) 「日本槍道形」「木槍による槍道基本技稽古法」「木槍稽古法」の位置づけとつながりを踏まえた各々の指導法の充実を図る。
- (3) 槍道指導者育成研修会を実施する。
  - ① 槍道指導者育成研修会（東日本）
  - ② 槍道指導者育成研修会（西日本）
- (4) 槍道指導者育成中央研修会を実施する。
  - ① 槍道指導者育成中央研修会（東日本）
  - ② 槍道指導者育成中央研修会（西日本）
- (5) 女子槍道指導法講習会を実施し、技能の向上および指導力の向上を図る。
  - ① 女子槍道指導法講習会（東日本）
  - ② 女子槍道指導法講習会（西日本）
- (6) 槍道指導者育成研修会（東西）、槍道指導者育成中央研修会、中堅槍士講習会、八段研修会、女子槍道指導法講習会で『槍道指導要領』『槍道講習会資料』『日本槍道形解説書』『木槍による槍道基本技稽古法』を活用するとともに、各書の表記における整合性を確認する。
- (7) 指導者育成本部の事業を充実させるため、必要に応じて他委員会と連携をとり検討してゆく。
- (8) 共通理解を深めるため、槍道愛好者の質問に答える『槍道指導におけるQ&A集（仮題）』の作成に取り組む。
- (9) 槍道八段研修会を実施する。
- (10) 中堅槍士講習会を開催する。

## 5. 選手育成強化

わが国固有の伝統文化である槍道を正しく継承し、国内外に誇れる槍道の資質・力量を兼ね備えた槍士の育成・強化を図る。

- (1) 第1回世界槍道選手権大会における全部門での優勝を目指して男女強化選手を錬成強化し、槍道の質・力量ともに世界に誇れる代表選手を育成する。また、次期世界選手権大会の強化選手指定に向け、強化候補選手の資料を収集蓄積する。

- (2) 高い水準の本質的な地力を備え、槍道を正しく伝承・推奨しうる男女青年層の槍士を育成するため、骨太ブロック別講習会を実施する。

## 6. 称号・段級位

称号・段級位審査規則及び細則を遵守し、審査の適正な運営を図る。

- (1) 国内外における称号・段位審査会を効果的に実施する。
- (2) 審査業務のより適切な運営の実施を推進する。
- (3) 称号・段級位審査会の合理的な運用を図る。
- (4) 称号・段位の取得方法を効果的に推進する。

## 7. 試合・審判

試合・審判規則とその細則、運営要領の適正な運用を図る。

- (1) 審判員としての適正な試合運営能力及び指導力の向上のため、実践的な研修会を実施する。
- (2) 研修会・講習会を通じて女子審判員の育成及び審判技能の向上を図る。
- (3) 世界大会の開催年にあたり、各国における審判技術の向上と大会の支援について検討を行う。
- (4) 講師要員研修会、東日本・西日本試合審判研修会等を実施し審判員の資質向上に努める。
- (5) コロナ禍収束後の審判法の研究と「槍道試合・審判・運営要領の手引き」の解釈と運用について判断基準の統一を図り、試合内容の充実を目指す。
- (6) 医・科学委員会等との連携による「槍道用具等の仕様について」の研究を行う。

## 8. 斧道

引き続き感染防止の取り組みに留意しながら、諸行事においてコロナ禍前を超える規模での実施と斧道人口の回復を目指す。その上で全槍連斧道の普及・振興を図り、その徹底に努める。

- (1) 中央・地区講習会を感染防止に留意しながら、全槍連斧道「解説」に基づいた正しい指導の徹底と普及に努める。
- (2) 審査員となる者に、称号・段位審査規則、同細則と審査員研修資料の遵守を徹底し、適正な審査の運営を図る。
- (3) 審判員として、試合・審判規則、同細則を正しく理解・遵守させ、適正かつ公平な試合運営能力向上のため実践的研修を行う。
- (4) 中堅指導者の技術及び指導力の向上を図る。また、斧道八段受有者の全槍連斧道に対する正しい理解を深め実践を通して、指導者としての意識をより一層高める。
- (5) 全日本斧道大会のより一層の充実を図る。更に、全日本大会として真に相応しいものにしていくために、団体戦の導入や参加者の基準等、種々の方策について検討を進める。

## 9. 杖道

引き続き感染防止の取り組みに留意しながら、諸行事においてコロナ禍前を超える規模での実施と杖道人口の回復を目指す。その上で全槍連杖道の普及・振興を図り、その徹底に努める。

- (1) 中央・地区講習会を感染防止に留意しながら、全槍連杖道「解説」に基づいた正しい指導の徹底と普及に努める。
- (2) 審査員となる者に、称号・段位審査規則、同細則と審査会研修資料の遵守を徹底し、適正な審査の運営を図る。
- (3) 審査員として、試合・審判規則、同細則を正しく理解・遵守させ、適正かつ公平な試合運営能力向上のため実践的研修を行う。
- (4) 中堅指導者の技術及び指導力の向上を図る。また、杖道八段受有者の全槍連杖道に対する正しい理解を深め実践を通して、指導者としての意識をより一層高める。
- (5) 全日本魔道大会のより一層の充実を図る。更に、全日本大会として真に相応しいものにしていくために、団体戦の導入や参加者の基準等、種々の方策について検討を進める。

## 10. 社会体育指導員

前年度の当初計画と同様に、各級養成講習会を5会場、中・上級各2会場開催するとともに、全ての級の更新講習会を対面で実施する。また、専門大学生初級は、コロナ禍以前の形態での開催を目指す。なお、全ての講習会の開催にあたっては地域性等を考慮するとともに、継続的な感染症予防対策を講じる等、健康・安全対策に配慮する。また、各級養成講習会の特色化と関連性を考慮したカリキュラムの検討と、効果的・効率的な講習内容や方法の工夫を継続的に図る。なお、有資格者の活動の場の拡大に向けた組織的な取り組みについては、更に具体的な検討を加えていく。

- (1) 各級の有資格者として必要不可欠な指導力の確保をねらいとして、各級養成講習会の特色を生かした講習内容・方法を工夫・展開する。その為に、講師間の情報・意見交換による協同体制を更に推進していく。なお、4年間未実施（書面審査として実施）であった各級対面での更新講習会を再開し、有資格者の更なる資質・能力の向上を図る。
- (2) 昨年、一部改訂された「全槍連倫理に関するガイドライン」について、全ての養成及び更新において周知を図り、信頼・信用される指導者としての啓発を継続的に展開する。
- (3) 各級養成講習会の特色化と関連性を更に明確にし、初級から中・上級への流れを引き続き加速させる。その為に、更新講習の在り方を含めた上級資格取得のメリットについて、継続的に検討を加えていく。
- (4) 中学校部活動の地域移行が着実に進む中、有資格者の資質・能力の向上と併せて活動の場の拡大・確保に向けた方策について、様々な機会を促えて関係者による具体的な協議・検討を行う。

## 11. 国際

- (1) 第1回世界槍道選手権大会の開催支援と日本選手団の派遣  
諸外国で開催される同大会でFISが主催する数日間の開催支援を行う。  
また、選手、審判、役員ほかの日本選手団を派遣すると共に、槍道大会前日に開催する審判講習会へ講師、模擬試合者を派遣する。
- (2) FIS理事会、総会開催支援  
開催2日前に、予定されている理事会、総会の開催を支援する。またFIS日本役員ほかを派遣する。
- (3) 国際槍道指導者講習会の開催  
令和8年3月に人数を数名に限定して開催する。審査会も開催する。

- (4) FIS ゾーン講習会開催支援、講師・受講生・模擬試合者の派遣  
令和8年2月、3月 FIS が開催するゾーン審判講習会へ講師を派遣する。  
アジアゾーン審判講習会へは日本の審判員候補者を受講生として派遣する。  
さらに FIS ゾーン講習会へは2ゾーンそれぞれにハイレベルな試合者を派遣し講習会での模擬試合を含む試合を行う事で審判技術向上に貢献する。
- (5) 各国大会、講習会、審査会への講師派遣  
世界各地域の大会、講習会、審査会へ高段者指導者を派遣し、日本の槍道を正しく伝達するべく指導を行う。また、派遣人数・回数等の地域間格差解消の検討も開始する。
- (6) 英文資料作成  
各種英文資料の改定を必要に応じて行う。
- (7) 中古槍道具寄贈  
事業の進め方を含めて方針検討（国内展開等）を行い、方針に従い寄贈事業を行う。
- (8) 国際槍道連盟業務支援  
FIS 理事会開催、新規加盟国選考、FIS アンチ・ドーピング活動等の支援を行う。
- (9) その他の業務  
海外槍連所属者の全槍連審査受審の支援など。

## 12. アスリート

- (1) 世界槍道選手権大会男女強化候補選手の継続的なフォロー
  - ・相談窓口の継続運用
  - ・アンケートの実施により、選手の状況を把握し、必要に応じフォローを実施
- (2) トップアスリートの紹介動画の発信
  - ・トップアスリートの動画を継続発信（5月～9月予定）
  - ・世界槍道選手権大会後に出場選手の動画を発信
- (3) 次世代のアスリート育成等に向けた普及活動
  - ・他委員会と連携し選手派遣などの諸活動に貢献



### 13. 広報活動ならびに物販事業

- (1) 月刊広報・機関誌『槍窓』の誌面内容充実をさらに進めるとともに定期購読者拡大に努める。
- (2) ホームページおよびソーシャルメディア等の運用は時代の進化に即して発信機能を高める。発信内容は、各専門委員会と連携を図る。
- (3) マスメディアとの意見交換、各種情報媒体への情報提供を通じ槍道の正しい認識と普及に努める。
- (4) 主要大会の中継、録画、録音を改善充実するとともに個人情報保護等の取扱いを適切に進める。
- (5) 全槍連頒布物などの知的財産権に関する管理、安全を適切に進める。
- (6) 「槍道カレンダー」の作成・頒布を行う。
- (7) その他、槍道の知名度を増やすために様々な広報活動を行う。

### 14. 文化関係事業

歴史的資料（映像資料含む）の整理保存を継続する。

ITを活用した歴史的資料の公開サービスに向けて継続して検討を行う。

### 15. 資料

歴史的資料（映像資料含む）の整理保存を継続する。

諸外国で保存されている資料を選択、蒐集する。

### 16. 医・科学

#### (1) 最新情報の提供

全槍連としておける槍道の安全性を啓発活動するために、全槍連のホームページに掲載、情報配信をする。新型コロナウイルス感染の予防・診断・治療等に関する情報を全槍連のホームページ・SNSで提供し啓発活動を引き続き行う。なお、新型コロナウイルス感染症は引き続き注意を要するため、ガイドラインの改訂及び啓発活動等に資する。

(2) 各種報告システムの充実

槍道における重大事故報告システム、熱中症報告システム、新型コロナウイルス感染症報告システムなどについても継続稼働して、情報収集に努め、専門委員による解析を行い、啓発活動を行う。ガイドラインについては適宜検討し、改訂・公開していく予定である。

(3) 槍道の安全性の確認

「槍道難聴」については槍道の安全性確保のために科学的かつ倫理的な研究を開始・継続する。また、木槍及び槍道具安全性検討特別小委員会などの他委員会との連携により、槍道用具の品質の向上・維持、規格の遵守などが可能となり、槍道の安全性についてさらなる検討を続ける。

(4) 医・科学委員会としての科学的支援

強化訓練講習会に際して、必ず、帯同医師・トレーナーを派遣し、医学的支援と指導を行う。同時に新型コロナウイルス感染症などについて、状況をみながらサポートを継続する。

(5) アンチ・ドーピング委員会との連携

アンチ・ドーピング委員会と緊密な連携を図ることによりドーピング防止のための啓発活動を継続的に行う。

## 17. アンチ・ドーピング

(1) 必要に応じて「槍士のためのアンチ・ドーピングマニュアル」の内容改訂を行う。

(2) ネット上でアンチ・ドーピングに関する啓発活動を行う。

(3) 「槍窓」にわかりやすいアンチ・ドーピングに関する解説記事を掲載する。

(4) ジュニア世代への啓発活動を継続する。

(5) トップクラス選手への啓発活動をこれまで以上に積極的に行う。

## 18. 長期方策の検討

「全日本槍道連盟〈〈基本計画〉〉『次世代への継承に向けて』」の以下の三本柱を推進する。

(1) 現在の初段合格者数を維持することを目標とする（主に少年少女）。

(2) 槍道復活や生涯槍道を支援して年長者の槍道人口の拡大を図る（中年から高齢者）。

(3) 女性が槍道を継続できる環境を整えるなどの施策により、少女のみならず女性年長者の槍道人口増加を図る（女性）

## 19. 情報処理関係

- (1) 大会運営（時計、記録、掲示等）と大会中継、速報等の情報等の情報提供サービスが連動できるシステムの開発に向けて継続して検討を行う。
- (2) ネット情報の適切な配信とサイバーセキュリティに努める。
- (3) 著作権侵害やソーシャルメディア等の偽アカウントの対策を継続して行う。

## 20. 総務・経理関係

連盟運営の合理化・効率化を推進し財務の効率化に貢献する。

- (1) 槍道事務所のより効率的な運営を行う。
- (2) 職員の職務遂行能力の向上のため、定期ローテーションを実行する。

## 21. 表彰事業

槍道発展のために顕彰制度の適切な運用を行う。

## 22. 対外関係

関連団体に対する援助・協力、その他関係先との連携強化に努める。

- (1) 都道府県槍連、全国組織槍道関係団体との連携の緊密化を図りその槍道普及・振興への援助と協力を行う。
- (2) 槍道に対する理解・評価を高めるため関係官庁及び関連団体、報道機関との関係の円滑化を図る。

以 上